

告 示

埼玉県告示第七百五号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字高倉地内

四 作業期間

令和五年四月二十五日から令和五年八月十日まで